

構成員提出資料

・ 朝比奈構成員	・ ・ ・	1
・ 池田（昌）構成員	・ ・ ・	3
・ 知久構成員	・ ・ ・	5
・ 原田構成員	・ ・ ・	8
・ 平川構成員	・ ・ ・	9
・ 宮島構成員	・ ・ ・	14
・ 立岡構成員	・ ・ ・	15

包括的な支援体制の整備に向けて（意見）

中核地域生活支援センターがじゅまる センター長
市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
朝比奈 ミカ

1. 包括的な支援体制における相談支援のあり方

相談支援のプロセスにおいて相談者のニーズが解消されない理由として、適切なアセスメントがなされない、課題解決をすすめる手立てが見つからない等が考えられるが、なかでも最大の要因として、援助関係の構築が困難である場合が挙げられる。包括的な支援体制の整備にあたっては、たらい回しにせず幅広く問題を捉える相談窓口のあり方や多くの関係機関の役割や意見を調整するマネジメントの機能が強調されるが、孤立して他者を信頼できなくなっていたり、人生を諦めてしまっている等の状態にある相談者と、まず誰が援助関係を築くのかという点を見落としてはならない。

その点において、相談支援には相談者本人と「関わる」「付き合う」というケアの要素が必要であり、ケアの要素を含みながら、地域社会のなかで立場を超えて相談者本人を支えるチームをどのように想像し編成していくことができるかが重要である。

2. 出口支援の一体的な仕組みづくりの必要性

相談支援による働きかけの目標はすでに見えている課題の解決にとどまらず、相談者が孤立せずに社会と何らかの接点を持ちながら相談支援終了後の生活を送っていくことにある。地域づくりは、ニーズの発見とともに、相談者と社会との継続的な関わりの接点となる出口支援をどのように用意していくかが重要で、出口が一体的に作られることが必然的に入りの縦割りを解消していくことにもつながる。

出口として重要なのは、多様な仕事づくり、就労支援であり、もう一つは、居住支援も含む公的な身元保証の仕組みづくりである。地縁や血縁が薄れているなか、親族を頼れない「身寄り」のない人たちが増えている。身寄りのない人たちは、住宅入居や施設入所、入院で制限を受け、また就職で困難にぶつかることもある。とくに若年者の場合にその困難はより大きい。社会が慣習として求めてきた「身寄り」の問題を公的な課題として取り上げ、その人に何かあった場合に誰が動くのかを公的な保障の仕組みの形として用意していくことが必要である。

3. 重層的なセーフティネットを築くための都道府県の役割と広域ネットワークの必要性

千葉県が県内13か所の圏域で設置している「中核地域生活支援センター」は、対象を限定しない包括的な相談支援事業として2004年10月から実践を重ねてきた。中核センターは、当時、国庫補助が廃止された直後の障害（児）者地域療育等支援事業を吸収する形で整備されたことから、結果として障害児者支援の専門性をもった法人や職員が担い手となった。それにより、障害や病気等によりコミュニケーションに困難のある相談者と関わりながら援助関係を築き、アセスメントを深め、市町村の関係機関と協力しながら問題解決にあたっていくというスタイルが形作られることとなった。

当初は障害のある方からの相談が6～7割であったが、障害者総合支援法にもとづく仕組みの整

備により徐々にその割合は変化し、現在では障害のない人たちからの相談のほうが多くなっている。社会環境の変容の中で相談者像も変化し、市町村の体制が進展しても相談件数は減少せず、県内各地域のセーフティネットの一翼を担ってきている。既存の仕組みからこぼれる新たな課題に対するアンテナの役割を持っていると考えられる。

市町村を中心とした体制づくりのなかでは、他市町村の職場や学校で問題が発生している、居住地を転々とする、市町村域を超えて分かれて生活している家族の問題が相互に関係し合っている等の場合に、対応の調整が難しくなることもある。中核センターは県と協力しながら連絡協議会を組織して活発に活動し、県事業として各圏域が相互に結び付き日常的に連携しながら、こうした相談者のニーズにも対応してきている。

包括的な体制整備が住民の暮らしのセーフティネットとして確実に機能していくためには、都道府県にも一定の役割を位置づけ、重層的な仕組みとしておくことが必要である。

論点整理のための意見

(2019.05.16/CLC 池田昌弘)

- ① 市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための推進方策として、どのようなものが考えられるか。
- ② 厚生労働省において検討中の内容について
 - 「丸ごと相談（断らない相談）の実現」には、相談を丸ごと受け止める機関の設置、すなわちそのための制度化が必要と考える。
 - 現状、断わられる相談としては、①制度のハザマ（グレーゾーン含む）、②複合課題（困難ケース）、③制度の運営で弾かれる、特に緊急時対応など…が想定される。
 - ※③は本来制度福祉対象者にも関わらず、対応してもらえていない人を指す。具体的には、各種ショートステイ等における責任者と連絡がとれないことによる断り、初めての人への当日受入れ拒否、分野による拒否（知的○、精神×）、DV 被害者への条件付け（一定年齢男の子同伴は不可等）、DV シェルター・無低での精神障害者への拒否、刑事施設出所者への拒否などが挙げられる。
 - 「丸ごと相談（断らない相談）」を実現するためには、全ての人（属性）を対象とした「緊急一時生活支援（断らない支援）」の機能の整備も同時並行で進める必要がある（児童相談所における「一時保護所」的な機能、障害児者を対象にした「地域生活支援拠点」の緊急受入れ機能）。メリットとして、①これまできちんと対応できなかった一定層をある程度カバーできる（たとえば、少額を与えてネット喫茶に送っていたというような）、②制度のハザマや複合課題への対応も部署間調整・検討する時間をつくれる（総合相談で、全ての課題に対応していこうというときに、この①②は、極めて重要なものと思われる）、③相談対応窓口担当者のモチベーションに寄与する（相談を受けても、何も対応できなかったという無力感を防止できる）。
 - 地域における伴走支援 → もっと議論を要すると感じる
地域との連携を想定しているのであれば、「当事者視点」による支援という考え方

③ 地域づくりのあり方について

- 地域住民が地域の課題を「我が事」として捉えることはたいせつなことである。しかし、自分たちなりに、住み良い地域づくりに長年取り組んできた地域住民にとっては、「課題（ないこと・できていないこと）探し>課題解決ありき」から始まるのは、行政にまた何かやらされるという「やらされ感」が先に立ち、そこで躓いた結果、地域づくり（協働）の出発点にさえ立てないという状況が各地で起こっている。
- まずは「あること・できていること探し」から始める。以前より弱まってはいても、地域では住民がさまざまな取り組みや、場を通じてつながりやお互いに気に掛ける関係が生まれ、自然な支え合いが行われている。これらを「見える化」するなどの、肯定感の共有がたいせつである。
- 地域づくりには時間がかかるという大前提を、行政、議会、支援機関、事業所等において、しっかり共有するところが出発点と考える。
- 地域づくりは、本来地域に暮らす住民が主体となって進めるもので、1年とか3年などの短期間で一定の成果を得ようとなると、住民には「やらされ感」が伴い、かえって地域づくりを後退させてしまう。のんびり進めるものではないが、実際には5年10年15年といった長期のスパンで、成果は見えてくるものであることに留意する必要がある。
- 短期間で成果を求めると、ベストプラクティスともいえる先進事例に倣ってとなるが、それでは地域特性を生かした地域づくりとはならないし、取り組みも長続きしないだろう。
- 地域特性を強調するのであれば、個々の市町村、あるいは同一市町村であっても地域によって違いがあり、そうした違いを積極的に認めて支援していく必要がある（一律ではない）。
- 市町村においても、地域づくりを所管する部局は複数にまたがることから、庁内連携や広く関係者との協働が求められるが、実際には、連携・協働に苦勞しているか、その意識さえ持っていない現場も多い。
- 地域づくりの推進には、中間支援組織の活用が考えられる。福祉分野のみならず、地域づくりに関わる多様な中間支援組織が連携・協働するなど、その活動のための支援策も求められる。

地域共生社会の推進

知久構成員提出資料

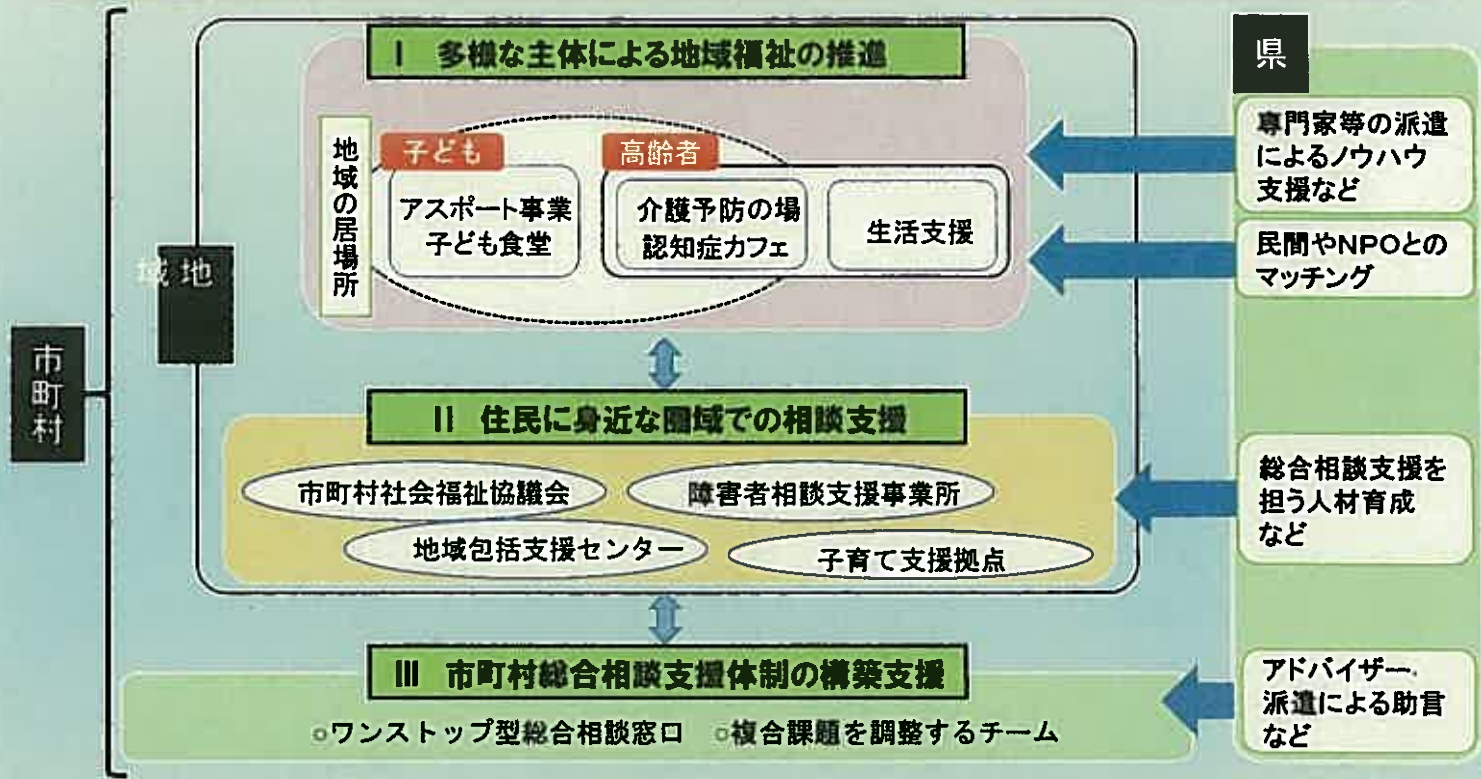
埼玉県

基本的な考え方

- 地域の課題に応じた民間等との連携支援・伴走型支援
- 福祉分野の縦割りを越えた総合相談支援体制の構築支援

目指す方向性

1人も取り残さない福祉の実現
＝地域共生社会



1

アスポート事業 及び ジュニア・アスポート事業

平成22年度～ 中学生の高校進学支援 5教室

平成24年度 全国知事会優秀政策

平成25年度～ 高校生の学習支援 7教室

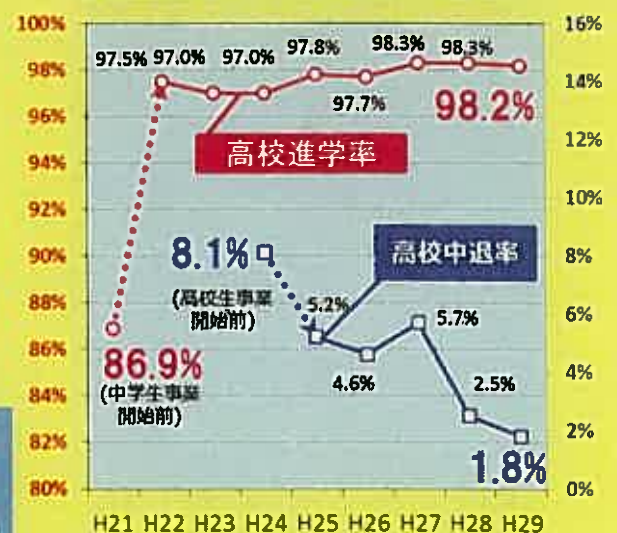
平成27年度 貧困の連鎖を断つ

埼玉県の取組が全国に

平成29年度

中学生 100教室 1,651名(63市町村)
高校生 43教室 442名(54市町村)

アスポート事業参加者の 高校進学率・中退率の推移



平成30年度～

ジュニア・アスポート事業
～小学生向け教室を実施～

対象

困窮世帯の小学3～6年生

内容

学習支援

生活支援

体験活動

食育

2



子供の居場所づくりを広げる①



基本方針

多様な居場所を増やして地域全体で子供を支える

政策目標

地域の力を結集したキーステーションを拡大
～子ども食堂、無料塾、プレーパーク、多世代交流拠点等～

76か所 (H29.8) → 164か所 (H30.8) → 230か所 (H31.2) → **800か所** (H34までに) 小学校区に1か所

平成31年度 子供の居場所づくりの支援について

1 顔の見える関係づくりと担い手の発掘

- 職員による出前講座等の啓発活動で担い手を5,000人発掘
- 子ども食堂フォーラムの開催
(出展50団体、参加目標1,000人)
- 「子ども応援ネットワーク埼玉」による社会貢献活動促進

2 ノウハウの普及による立ち上げ支援

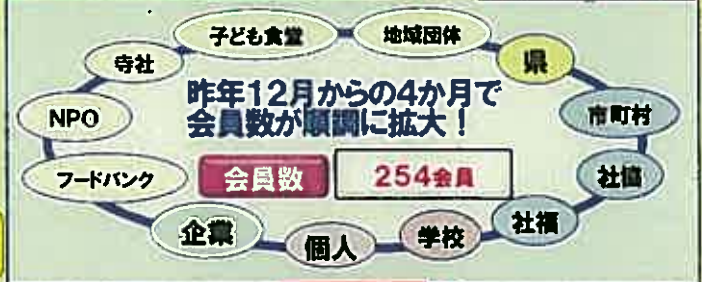
- 「子供の居場所づくりアドバイザー」を派遣しノウハウ普及
- ポータルサイトや冊子での好事例紹介、マップ掲載
- 啓発資料の配布等

3 安心・安全の確保

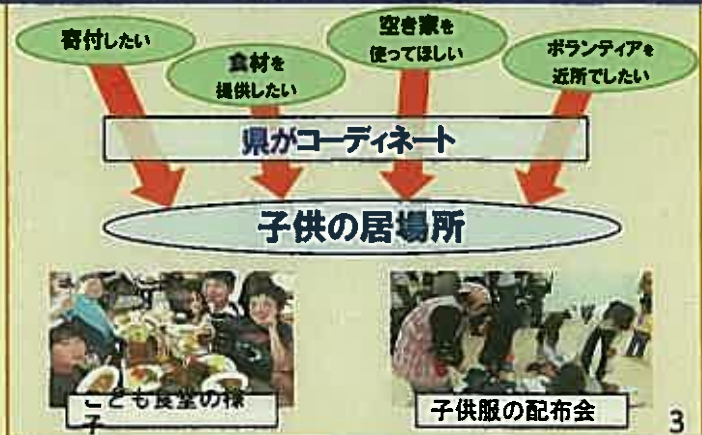
- 食品衛生専門職の派遣

「子ども応援ネットワーク埼玉」

誰でも会員になれる



県が機運醸成、社会活動促進、情報発信、マッチングを実施



子供の居場所づくりを広げる②



困窮ひとり親世帯へ食料を無料配付

食品

加須子育て応援フードパントリー (加須市)

- ・ひとり親50世帯が利用
- ・悩み聞く居場所



県のマッチング

- ・フードバンクを紹介
- ・子供の貧困学習会を開催

畑付き子ども食堂

仲間

畑子ども食堂プロジェクト (さいたま市)

- ・シニア男性が発起人
- ・4月開催に向け準備中



県のマッチング

- ・フェイスブックでメンバー公募
- ・24時間以内に8名が参加表明

お寺向け居場所セミナー開催

場所

食品

埼玉県佛教会

- ・佛教会の全会員に案内
- 130人参加



県のマッチング

- ・お寺による子ども食堂・お供え物の提供事例をプレゼン
- ・子ども食堂を始めたいお寺に指導者を紹介

子供服300着 子ども食堂へ寄贈

衣料

清香(株)つるやクリーニング (さいたま市)

- ・4つの子ども食堂に寄贈

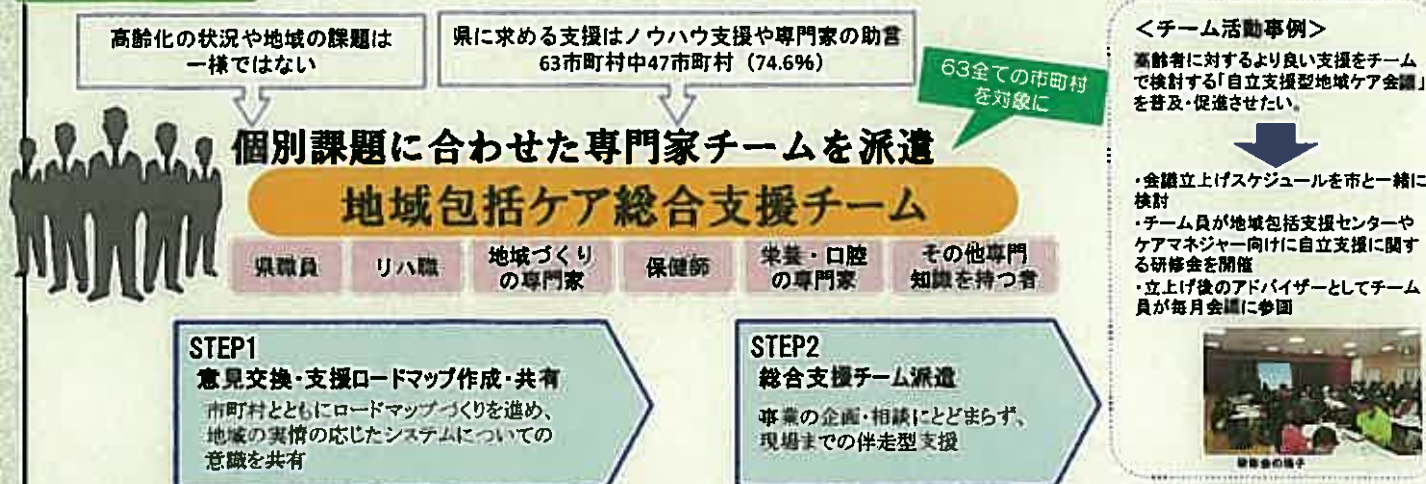


県のマッチング

- ・寄贈先の子ども食堂を紹介

地域包括ケア総合支援チーム派遣による地域包括ケアシステム構築支援（埼玉県）

取組の概要



取組の特徴・効果

○ オーダーメイド支援

- ・地域課題は様々で、「型にはめた支援」は非効率。
- ・意見交換で見えてくる個別課題ごとのチーム派遣で支援効果を高めた。

○ 伴走型支援

- ・3年間の支援ロードマップの作成と共有を通じ、市町村との意識を共有。
- ・一時的・短期的な支援ではなく、計画的・継続的な伴走型支援につなげた。

○ 一体的・総合的支援

- ・複数の専門家による重層的な対応。
- ・各分野の専門家が連携することで課題に対する横断的な支援を実現した。

チームの派遣実績
延べ98回
（平成29年度～平成30年度）

専門家	派遣回数
県職員	253
埼玉県リハビリテーション専門職協会	116
埼玉県社会福祉協議会	115
さわか福祉財団	109
埼玉県移送サービスネットワーク	5

5

福祉の縦割りを超えた総合相談の実現

複合的な課題・制度の狭間の増加

8050問題

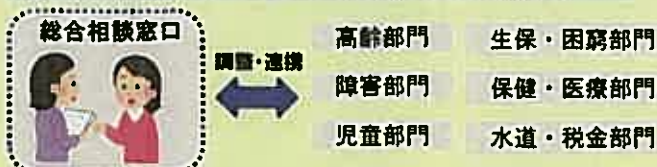
ダブルケア

ゴミ屋敷

縦割りの相談支援体制では対応できない

縦割りを超えた総合相談支援体制が必要

① ワンストップ型総合相談窓口の設置



② 複合課題を調整するチームの設置

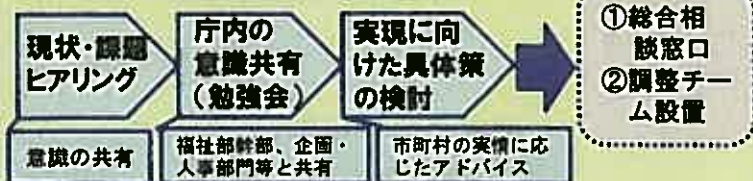


県による市町村支援の取組

1 アドバイザー派遣

総合相談支援体制に詳しい専門家（学識経験者・体制構築の経験がある元市町村職員など）を県が派遣

県による支援スケジュール【例】



2 情報交換会の開催

市町村間の情報交換の場を設定

- ノウハウや課題を共有
- 先進自治体の取組の共有



3 人材の育成

総合相談支援体制を担う人材の育成

- 複合課題への対応能力向上に関する研修
- 市町村・市町村社協・地域包括・障害・児童分野合同の研修

平成29年度

19市町村構築

平成32年度

32市町村構築目標

6

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進にむけて

日本福祉大学 原田正樹

- 共生は権利であることを踏まえること。

障害者の自立生活運動など、これまでの当事者運動や市民活動を踏まえて、共に生きること、多様性を認め合うことは国や専門家から押し付けられるものではなく、一人ひとりにとっての権利であり、そうしたことが可能になる地域共生社会をあらゆる人、組織、機関等が協働して創り出していくという理念を確認すること。(地域力強化検討会の最終報告)

- ただし、「共生」は簡単なことではなく、コンフリクト、排除や抑圧が生じるという側面も踏まえて、それに対して「共に生きる力」を育むという意識改革を伴う、学校や地域における福祉教育が必要である。

(社会福祉法第106条3の一 地域住民等に対する研修、
社会福祉法人第24条2 社会福祉法人地域公益的取組：住民に対する福祉に関する学習会、
住民ボランティアの育成)

- その際、地域住民はサービスの「担い手」だけではない。また社会資源でもない。「有償ボランティア」という視点は、地域住民をサービスの担い手や社会資源として「活用する側」からの発想である。古くから、ボランティアの世界では、「有償性」と「自発性、無償性」の議論がされてきた。相反する概念を行政やサービス提供者側の視点から安易に使用することが、現場を混乱させてきた。

- 日本では十分議論されてこなかった「コミュニティサービス」や「コミュニティビジネス」として「有償」は語られる方がいいのではないか。介護保険の総合事業にともなって各地で有償ボランティア、ポイント制度が試みられているが、大人たちが「ただ(無償)では何もしない。お金をくれ、ポイントをよこせ」という後ろ姿を見て、子どもたちにボランティアな意識は育めない。そうした地域からはボランティアな意識は壊滅していく。

- ただし生活支援を継続的にしていくためには一定の活動者が必要であり、活動者側にも一定の報酬を求めるニーズもある。またリスク管理を含む保証や調整が必要である。それはコミュニティサービスとして、枠組みを整備することで解決できるのではないか。住民にとっては、それぞれ選択できるようになればよい。(介護保険開始時に立ち上がった「住民参加型福祉サービス」、「助け合いの会」など)

- 地域住民の参加・協働は、サービスの担い手としての側面だけではなく、地域づくりの主体的な存在であり、自らのまちをどうしていくかという「自治の担い手」である。ただしそれは従来の地縁組織だけを意図しない。多様性を認め合える、新しい地域コミュニティをどうつくれるかがポイントではないか。

- 包括的支援体制は、基礎自治体である市町村が基礎単位であることはその通りであるが、「身近な圏域」での仕組み、かつ「広域・圏域」での対応も含めたシステム化が必要ではないか。
(社会福祉法第106条3の二、市町村だけでは完結できないニーズへの対応)

- そのことは、ソーシャルワーカーの配置や機能の整理も含めた、ソーシャルワークが展開できるシステムとして「包括的支援体制」を検討する必要がある。

- 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士をはじめ、福祉職や各領域の職種のカリキュラムやプログラムの見直し、かつその課程に「地域共生社会」という理念や「伴走型」という支援の研修等を盛り込んで、対人援助職の共通基盤にしていくことが必要。

- また福祉事務所等に「企画、調整機能」をどう持たせるか、具体的には、早急に地域福祉計画の策定担当者の研修が必要ではないか。



社会保障に関する政策構想(原案)より —互いに認め合う共生社会—

2019年5月16日

日本労働組合総連合会(連合)

連合ビジョン「働くことを軸とする安心社会 —まもる・つなぐ・創り出す—」の策定

「働くことを軸とする安心社会」を深化させ、「連合がめざす社会像」を提起。

「働くことを軸とする安心社会」(2010年)

働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件の下、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会

＜日本社会の現状と世界の潮流＞

- 不安定な雇用と格差の拡大
- 社会保障と地域の持続可能性、国と地方の財政健全化の課題
- 地球規模の課題
- 民主主義の危機

＜これからの日本＞

- 人口減少と超少子高齢化の進行
- 地域の持続可能性と、健康寿命延伸による高齢者像の変化
- AI、IoT等の情報技術革新のさらなる進展
- グローバル化の進展

「働くことを軸とする安心社会」の価値観の継承と深化

必要な負担を分かち合い社会の分断を生まない再配分をすすめるとともに、希望あふれる未来が次の世代に続いていく「持続可能性」、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない「包摂性」を理念とし、すべての人がともに生きることのできる社会をめざしていく

＜連合がめざす社会像とは＞

- 働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件の下、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会である。
- 加えて、「持続可能性」と「包摂」を基底に置き、年齢や性別、障がいの有無、国籍などにかかわらず多様性を受け入れ、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない社会、すなわち「つづく社会」「つづきたい社会」である。

社会保障をめぐる現状と予想される課題

- 家族介護のために離職する介護離職者は年間10万人に上っており、離職によりたちまち経済的困難に直面し、貧困に陥ることが指摘されている。高齢者夫婦による、いわゆる「老老介護」に行き詰まり心中する痛ましい報道も後を絶たない。家族介護者が認知症となり認知症の家族を介護する「認認介護」など、介護サービスや社会的な支援無しには生活が困難な世帯の増加も指摘されている。
- 子育て世帯においては、従来からの「男性中心型労働慣行」により男性の生活時間が十分に確保されていないこと、核家族で遠方に住む祖父母による子育て支援が期待できない場合が少なくないこと、特に男性において性別役割分業意識が依然として残っていること、地域社会における子どもに対する不寛容さの増大などにより、主に女性において心身の負担の重さが指摘されている。こうした子育ての孤立の状況については、増加の一途をたどる児童虐待相談対応件数との関連が指摘されている。

3

社会保障をめぐる現状と予想される課題

- また、「ひきこもり」の状態となり、本人と家族共々つらい日々を過ごしている人も少なくない。こうした期間が長期にわたり、親とともに高齢化し、社会から孤立する、いわゆる「8050問題」も指摘されている。
- こうしたさまざまな生活課題を抱える人々に対する支援のために、介護保険サービスや子育て支援の制度、生活困窮者自立支援制度での対応、地域社会による取り組みが行われている。しかし、財政や人材などの課題のために十分な支援が行き届いているとは言い難い状況である。
- 地方においては、過疎化が進行し、高齢者を含め人口が減少している地域もあり、こうした地域では行政サービス、交通、医療、買い物などの利用が困難となり、さらなる過疎化を進め、地域コミュニティの維持を困難にしていくなことが懸念されている。
- こうした動きに対して、都市部への人口集中が進んでいる。閉鎖性の高い集合住宅に高齢者などさまざまな支援を必要とする人が生活している場合が多いこと、複数世代にわたり生活する人が相対的に少なく地域コミュニティが比較的希薄であることなどから、こうした支援を必要とする人の社会的孤立を防いでいくことが課題となっている。

4

◆ 連合がめざす社会と社会保障のすがた

家族や地域の支え合い機能の低下が予想される中

積極的社会保障政策と参加型社会保障による包摂された持続可能な社会

を実現することが必要

(1) ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)政策のさらなる推進

- ・「だれも置き去りにしない社会」の実現、「普遍主義」とオーダーメイド型支援のセーフティネットの構築

(2) 積極的社会保障政策と積極的雇用政策の連携

- ・一人ひとりの直面する困難に、社会資源が早い段階で察知しセーフティネットを提供。職業訓練や就労支援により、労働市場に戻れるためのトランポリン型支援の確立

(3) 生涯をつうじて安心が確保される全世代支援型社会保障の構築

- ・高齢者中心の社会保障からの転換、全世代支援型社会保障への再構築のさらなる推進

(4) 拠出者、利用者、地域住民などによる参加型社会保障の推進

- ・拠出者や受給者などは、社会保障制度に対し、受け身でなく主体として、制度設計や運営等に参画
- ・保育や障がい者の施設など、給付やサービス提供にあたり、地域住民等が参画し、運営やチェックに関与

(5) 社会保障を持続可能とするための安定財源の確保

- ・財源確保には、税・社会保険の透明性・納付性の向上が重要
- ・本構想の推計では、社会保障給付費は2035年に〇〇兆円程度。税・社会保険料の負担増は不可避
- ・人口減少・超少子高齢化が急速に進行する期間に限った特別の財源確保策の検討も必要

セーフティネット機能
(社会の安心と安定の基盤、活力の源泉、「社会の安全保障」の基盤)の強化

連携

次世代育成と就業率向上
を同時に進め、活力ある持続可能な社会の実現

5

◆ 社会保障機能強化のための基盤整備

積極的社会保障政策や全世代支援型社会保障を推進し、人口減少・超少子高齢社会を乗り越えていくためには、以下の基盤の整備が必要

(1) 医療・介護・福祉サービス提供の担い手の育成・確保

- ・介護、子ども・子育ての強力な人材確保をすすめる
- ・医療では、勤務環境の改善と、医療偏在是正のため、人材の配置等に一定の強制力を働かせることも必要
- ・労働力人口の減少下では、市民や労働者が地域で支え合い活動をし、専門人材との連携が重要

(2) 社会保障における国・地方自治体・NPOなどの役割分担と連携強化

- ・国・地方自治体・非営利団体・営利企業など各主体の役割と責任を明確にし、相互の連携を緊密にする
- ・自治体間の広域連携の活用、社協などによるサービス提供を国等が支援し、小規模自治体などにおける実施体制を確保
- ・地域の実情を踏まえた分権型社会保障を推進

(3) マイナンバーと個人識別番号の個人情報保護の強化

- ・医療分野の個人識別番号自己情報をコントロールできるしくみとし、利用範囲の限定、他のデータとの連結などに関するルールを定める法令を整備

(4) 国民合意による社会保障改革のための「協議の場」の設置

- ・社会保障制度改革について、政府、各政党が責任あるビジョンを示し、各政党、労使、国民各層による「協議の場」を設置し、国民合意の下に着実に改革をすすめていくことが必要



◆参加型社会保障の推進と労働組合の役割

社会保障は助け合い(社会連帯)のシステム。連帯は労働組合の原点とチカラ。

労働組合と労働運動は、積極的社会保障と参加型社会保障を推進し、実践する役割を担い、自らセーフティネットの機能を果たす社会的・歴史的な責任がある

1. 社会保険、子ども・子育て支援など制度運営への主体的参画

・健保組合、共済組合、企業年金基金など各種制度の運営への主体的かつ積極的な参画・関与

2. 社会保険の完全適用に向けた取り組み

・パート・アルバイト、派遣社員、契約社員等すべての雇用労働者への社会保険の完全適用に向けた制度改革と労使協議

3. 労働条件の改善と雇用確保、労働協約による拡張適用に向けた取り組み

・長時間労働の縮減、ワークライフバランスの推進、「男性中心型労働慣行」からの脱却、障がい者雇用等の促進、均等・均衡処遇の確保など

・関連産業・業種・地域への拡張適用を通じ、未組織労働者の労働条件改善

4. 地域コミュニティの担い手としての参画

・各組織の取り組み事例を参考に、子どもや子育て世帯、高齢者、さまざまな困難に直面する人への支援活動に参加するなど、労働組合自ら地域コミュニティの担い手として取り組む



5. 労働者自主福祉活動の推進による互助・共助の強化

・労働組合による共済活動や全労済・労働金庫などの労働者福祉活動による互助・共助の取り組みの拡充・推進・普及

6. 社会保障政策の積極的な提言と「社会対話」の推進

・中央・地方での政策提言能力と発信力を高め、国や地方自治体との協議、与野党との政策協議、審議会などへの参画など

・社会保障制度改革と財源確保に関する国民的な「協議の場」の設置と参画に向け積極的に取り組む

7

各論2 社会的セーフティネット・共生社会

現状と課題

- 不安定な雇用と低賃金で生活する非正規雇用問題
- 単身世帯の増加など、家族形態の変化と地域のつながりの希薄化
- 格差の拡大と世代を超えた貧困の連鎖
- 住まいが確保できないことが就職を遠ざけている実態、求職時や高齢期の住居確保の困難さ
- 「生活者」としての外国人労働者等との共生社会

めざすべき未来

- お互いの多様性や差異を認めつつ、つながりを持ちながら共生し、社会的孤立のない社会が実現している
- 重層的セーフティネットを利用し健康で文化的な生活を送れ、就労や仕事を通じて自立と参加を実現できる
- 外国人を含め、垣根のない共生社会が実現している
- 公的な居住保障の仕組みのさらなる充実により、だれもが住居を確保し安心して暮らすことができる



連合が提起する改革

a) つながる「まちづくり」

ア) 地域の実情に留意しつつ、公務の多様な人材やNPOなどの民間団体やサークル、労働組合など、地域の社会資源を活用しながらコンパクトなまちづくり等の政策との連携をはかる。また、過疎化や高齢化の進行による買い物弱者の増加については、宅配ネットワーク維持のための「小さな拠点」の形成など、持続可能な買い物環境の確保に向けた仕組みを構築する。

イ) 共助型共同居住や外国人留学生向け共同居住、新たな住宅セーフティネット制度を活用した共同居住用への改修、居住支援協議会への市町村の参画推進等、セーフティネット住宅を活用したまちづくりを推進する。

ウ) 安定的に地域で暮らし続けていくために、社会的孤立などにより緊急連絡先の確保に困難を生じている者に対して、地域のつながりを活用した相互の見守り・支え合いを行う。

9

連合が提起する改革

b) 共生社会の実現、地域コミュニティの活性化

ア) 相談のたらい回しを防ぐとともに、相談者が迷わず容易に抜け漏れなく必要とする行政サービスにたどり着くことができるよう、行政サービスのワンストップ化を進める。

イ) 地域ごとに担当者を集めたセンターや集まる場を設置するとともに、チームアプローチ体制を構築するため、問題発見と対応策開発を担う人材（地方自治体職員、社会福祉協議会職員、NPO団体職員等）の確保・養成を行う。

ウ) 生活者としての外国人に対する日本語教育や公共サービス、多文化理解等の共生施策を進めるとともに財源を確保する。

エ) 「職域における助け合い」を「地域における助け合い」へと広げ、地域コミュニティの一員として、地域に根ざした労働組合としての取り組みを進める。

c) 「つなぐ社会基金」の創設

ア) 縦割りの公的支援制度を横断・連携し、さらに共生社会づくりへとつなげていくべく、一般財源のもと、都道府県単位で「つなぐ社会基金」を創設し、地域の居場所づくりや地域コミュニティの活動等を行う。

第1回 地域共生社会推進検討会への意見（宮島渡委員）

- 都市部と地方部では、抱える課題も変わってくる。特に、地方部においては、一見すると家が大きく敷地が広いこと等から、家の中のことが見えにくい。近隣が気づいたとしても、昔のように積極的なアクションは起こしにくく、困窮している人が見えにくい。
- 例えば、学校に通っている子どもも、課題を抱えていたとしても、子ども食堂といった取組にはつながりにくい。支援を受けることで、「課題のある家庭」の子どもだとラベリングをされてしまうといった心理的な背景もあるだろう。自らSOSのサインを出せる人はいいが、そうでない人たちの課題が埋もれやすい。
- 支援のきっかけが重要であり、一つの課題が発見されたときに、「世帯単位で支える（ファミリーサポート）の視点が必要だろう。現在の支援体制は、多機関連携に努めているものの、「チーム」にはなりきれていないと感じる。
- 例えば、鹿児島県霧島市では、市がライフサポートワーカーを通年養成し、小規模多機能居宅介護を配置し、地域包括支援センターとつながる仕組みを確保している。こうした先行事例のように、地域の拠点として小規模多機能居宅介護が機能することも重要であろう。
- 現状の課題の一つとして、高齢者分野では、通い・訪問・泊まり・ケアマネジメントを一体的に提供できる小規模多機能居宅介護があるが、障害分野には同様のサービスが存在しない。障害分野にも、一体的なサービスが必要ではないか。

一般社団法人パーソナルサポートセンター(PSC)について

パーソナルサポートセンターの目的(定款 設立時)

当法人は、ホームレス、障がい者、DV被害者、一人親世帯、ニート、引きこもり、就労困難者など、社会的困窮状態にある方の生活支援をし、就労自立させるために寄り添い型伴走型支援を実施するパーソナル・サポート事業を普及、育成、制度化を進めることで、支援対象者が安定的に自立生活を営むことの実現につなげることを目的とする。

パーソナルサポートセンターのめざすもの(憲法13条と憲法25条)

- 13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重必要とする。
- 25条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2. 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

センターの構成

■2つの事業部(地域善隣事業部、自立相談支援事業部)と間接部門、合計64名のスタッフ

■代表理事 新里宏二(弁護士、元日本弁護士連合会副会長)

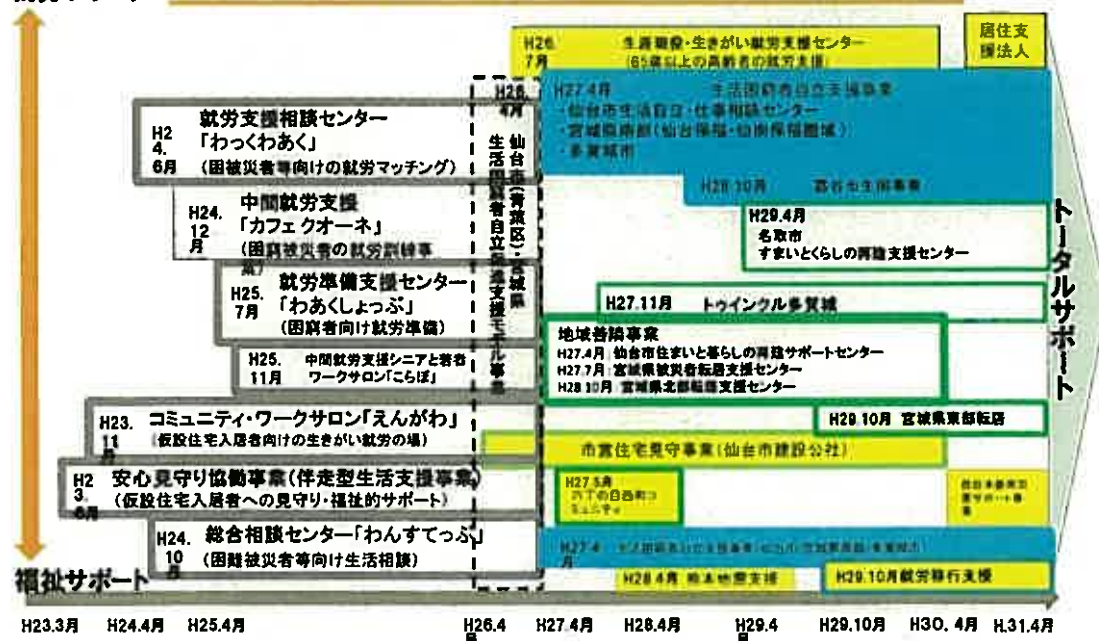
■連携・協力団体(*:特定非営利活動法人)

- ①全国コミュニティライフサポートセンター* ②せんだい・みやぎNPOセンター*
 ③仙台夜まわりグループ* ④チャイルドラインみやぎ* ⑤反貧困みやぎネットワーク
 ⑥萌友* ⑦POSSE* ⑧ほっぶの森* ⑨公益財団法人共生地域創造財団
 ⑩MIYAGI子どもネットワーク* ⑪ワンファミリー仙台* ⑬アスイク
 ⑭みやぎ生活協同組合 ⑮ふうとぼんく東北AGAIN



塗りつぶしの色
 青色が生困事業
 黄色が自主事業等
 白色が被災者支援事業

就労サポート PSCの支援事業の全体像【平成31年5月16日現在】



その他の関連する協働等の取り組み事業

赤字は本検討会に関係するのではないかとと思われるところ

①市民社会形成に必要な施策検討にむけた調査研究事業

(NPO法人せんだい・みやぎNPOセンター・NPO法人都市デザインワークスとの連携事業)

☆個人だけではなく、法人組織にも伴走型支援が必要

☆社会的連帯経済をすすめる様な取り組みが必要

②仙台市児童養護施設等入所児童就業支援・アフターケア事業

(NPO法人チャイルドラインみやぎと共同事業体を組織。CLT(子どもリーガルサポートチーム)と連携した事業)

☆生困事業との按分等を考えると、予算は0円で生困事業範囲内ということで仙台市と協議をし、実施。

☆宮城県でも同様事業を同様のかたちで実施している。

③がん患者等に対する再就職支援及び就労継続支援(※治療と仕事の両立) 協働事業 (仙台市立病院と協働事業)

☆平成29年、30年度の2か年の仙台市市民協働提案制度事業。現在は生困事業の出張相談(アウトリーチ)というかたちで実施する方向で調整中。

④荒巻包括ケアシステムモデル構築補助事業

(NPO法人ワンファミリー仙台との共同体を組織し、事業を実施。)

☆生困事業との按分等を考えると、予算は0円で生困事業範囲内ということで仙台市と協議をし、実施。

⑤仙台市 協働まちづくり推進助成事業サポートチーム

☆様々な社会課題に協働で取り組む2つ以上の法人や団体等へ事業進捗・アドバイス等を実施する事業。現在は、八木山連合町内会と八木山地区社協が協働でハープによる地域包括ケアを推進する取り組みを展開するなか、サポートチームとして関与。

⑥海外調査事業

☆韓国(就労支援・依存症対策)、シンガポール(依存症対策)、アメリカ(就労支援)、フランス・ベルギー(社会連帯経済・就労支援)、スウェーデン(就労支援・障害者関係)、フィンランド(ベーシックインカム)、ノルウェー(NAV)等に調査を実施。

☆大学の先生方の調査等に同行させていただき、学ばせていただいています。

⑦自治体総合フェア2014 第6回 協働まちづくり表彰をうける。

☆「安心見守り 協働事業」が準グランプリ。仙台市と受賞(26年5月22日)



詳しいことはHPをご覧ください。

一般社団法人パーソナルサポートセンター <http://www.personal-support.org/>

NPO法人ワンファミリー仙台 <http://www.onefamily-sendai.jp/>